

滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案  
要綱

1 改正の理由

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和2年政令第217号)により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項に規定する知事等の損害賠償責任の一部免責の基準が改正されたことに伴い、滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年滋賀県条例第4号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 海区漁業調整委員会の委員について、免責する額を改めることとします。(第3条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条・第2条 省略</p> <p>(知事等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第3条 県は、知事等の県に対する損害賠償責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 知事等（地方警務官を除く。以下この号において同じ。） 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>ア 知事 6</p> <p>イ 副知事、教育委員会の教育長もしくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、<u>監査委員または海区漁業調整委員会の委員</u> 4</p> <p>ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、地方公営企業の管理者または病院事業の管理者 2</p> <p>エ イおよびウに掲げる職員以外の職員 1</p> <p>(2) 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条・第2条 省略</p> <p>(知事等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第3条 県は、知事等の県に対する損害賠償責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 知事等（地方警務官を除く。以下この号において同じ。） 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>ア 知事 6</p> <p>イ 副知事、教育委員会の教育長もしくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員<u>または監査委員</u> 4</p> <p>ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、<u>海区漁業調整委員会の委員</u>、内水面漁場管理委員会の委員、地方公営企業の管理者または病院事業の管理者 2</p> <p>エ イおよびウに掲げる職員以外の職員 1</p> <p>(2) 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>付則 省略</p>

# 滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の改正について

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令により、地方自治法施行令（以下「施行令」）第 173 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準が改正されたことに伴い、滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年滋賀県条例第 4 号）の一部を改正するもの。

## 1 滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定により、普通地方公共団体は、条例で、長や職員等の当該普通地方公共団体に対する損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、施行令で定める基準を参酌して、施行令で定める額（下限額）以上で、条例で定める額を控除して得た額を免れさせる旨を定めることができるとされたところ。

同規定に基づき、知事や職員等の県に対する損害賠償責任の一部免責に関する事項を当該条例に規定したものを。

※本県条例における控除額に関する基準については、施行令に規定する参酌基準と同内容を規定。

### ①賠償の責任を負う額

③免責額 ③=①-②	②条例で定める額
---------------	----------

例：①賠償責任額：1,000 万円  
②条例で定める額：600 万円  
③免責額：400 万円

## 2 地方自治法施行令の改正内容

施行令第 173 条第 1 項に規定する地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準のうち、海区漁業調整委員会の委員について、見直しがあったもの。

【参酌基準】 基準給与年額※に右欄の数を乗じた額（施行令第 173 条第 1 項）

改正前		改正後	
知事	6	知事	6
副知事、教育長、教育委員会委員、公安委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、 <u>海区漁業調整委員会委員</u>	4	副知事、教育長、教育委員会委員、公安委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員	4
人事委員会委員、労働委員会委員、収用委員会委員、内水面漁場管理委員会委員、地方公営企業管理者	2	人事委員会委員、労働委員会委員、収用委員会委員、 <u>海区漁業調整委員会委員</u> 、内水面漁場管理委員会委員、地方公営企業管理者	2
その他の職員	1	その他の職員	1
県警本部長	2	県警本部長	2
地方警務官	1	地方警務官	1

※基準給与年額：原因行為を行った日を含む会計年度において支給されるべき給与(扶養手当 住居手当、通勤手当、単身赴任手当または寒冷地手当を除く。)

## 3 参酌基準の改正理由

海区漁業調整委員会の委員は公選制であり、漁業法の規定により、解職制度の対象となる職であったことから、同じく解職制度の対象となる公安委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員と同等区分に定められたところ。

漁業法等の改正により、知事等による選任制となり、解職制度の対象となる職ではなくなったことから、人事委員会、労働委員会等の委員と同等の基準に見直しが行われたもの。

## 4 施行日

公布の日から施行